平成２１年（フ）第２６３４号
札幌市北区太平10条６丁目２番15号
債務者　渋谷　　彰
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６３５号
札幌市北区太平10条６丁目２番15号
債務者　渋谷　朝子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６５３号
札幌市白石区本郷通６丁目南２番21―802号
債務者　中野　潮美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６６２号
札幌市白石区北郷５条５丁目５番12号　フィオーレ北郷103号
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６８６号
札幌市白石区本郷通13丁目北１番20―306号
債務者　茂木　友子（旧姓加々美）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７１２号
北海道石狩市花川北６条３丁目126番地　ノースハイム201号
債務者　藤田　清美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７２７号
札幌市中央区南７条西18丁目３番13号　ハイツ春楡101号
債務者　神山千代美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７３２号
札幌市豊平区西岡５条２丁目４番20号　サンシャインＫＫ―202号
債務者　鈴木　知晴（旧姓梨木）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７５１号
札幌市清田区北野２条３丁目13番20号　ライフ公亜203号
債務者　永川　博幸
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７５４号
札幌市南区澄川６条６丁目３番１号　中のマンションＤ―21号
債務者　藤江　　敦
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第９３６号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第７地割133番地１
債務者　長田　文子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５１９号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山454番地10
債務者　小坂　宏輔
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５５７号
盛岡市みたけ５丁目14番５号　県営みたけ北アパート５号棟４
債務者　佐々木恵子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５５９号
盛岡市黒川８地割24番地５
債務者　木須　美子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５６４号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字木賊川481番地１
債務者　関根　　明
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５８６号
盛岡市湯沢東１丁目３番６号
債務者　小笠原くみ子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５９３号
盛岡市永井20地割５番地74　多陽ハイホーム兼平203号
債務者　田口　美紀
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５９４号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字土沢219番地72
債務者　井上　ふさ
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部